

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 成功報酬 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%以内 手数料負担者は求人者とします。
	（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%以内 手数料負担 は求人者とします。
求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%以内 手数料負担者は求人者とします。

【在宅介護をご利用の場合】

個人家庭において、職業安定法第32条の3第1項第2号に基づき介護作業に従事する家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。（但し、家政婦（夫）が特別加入した場合に限る）	支払われた賃金の0.55% (消費税相当分を含む。)に相当する額 手数料負担者は求人者とします。
--	--

（紹介手数料には消費税が含まれています）

許可番号 23-ユ-010019

事業者の名称及び所在地 有限会社 ケアサービス曙

愛知県名古屋市千種区今池 4-8-3 梅村ビル 2F